

食費・居住費の軽減制度 改正について

令和3年8月1日から軽減内容が変更になります

軽減を受ける方の要件(収入要件及び資産要件)と食費の費用負担額がそれぞれ変更になります。制度改正に伴い、今まで認定を受けていた方が**認定を受けられなくなることがあります**。また、認定を引き続き受けられる方でも**負担額が増額することがあります**。

軽減を受ける方の要件

令和3年7月31日まで

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 	預貯金等が1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ年金収入等 ^{※1} 80万円以下	預貯金等が1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ年金収入等80万円超	預貯金等が1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)

令和3年8月1日から

利用者負担段階	収入要件	資産要件 ^{※2}
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 老齢福祉年金受給者 	預貯金等が1,000万円以下(夫婦で2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ年金収入等80万円以下	預貯金等が650万円以下(夫婦で1,650万円以下)
第3段階①	世帯全員が住民税非課税かつ年金収入等80万円超120万円以下	預貯金等が550万円以下(夫婦で1,550万円以下)
第3段階②	世帯全員が住民税非課税かつ年金収入等120万円超	預貯金等が500万円以下(夫婦で1,500万円以下)

※1 年金収入等…課税年金収入額+非課税年金収入額+年金所得を除く合計所得金額
※2 第2号被保険者の方については、資産要件が制度改正後も変更ありません。

食費の費用負担額

令和3年7月31日まで

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階 (基準費用額)	1,392円

令和3年8月1日から

利用者負担段階	1日あたりの食費	
	施設サービス	ショートステイ
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	650円	1,000円
第3段階②	1,360円	1,300円
第4段階 (基準費用額)	1,445円	1,445円